



【拡充】感染症対策支援金支給事業

8月20日付で専決処分を行った「感染症対策支援金」について、市内における新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大の影響により、登録事業者が急増したため、支援金にかかる費用を増額する。

併せて、継続的に感染症対策に取り組んでいただくため、登録事業者を対象とした感染症対策の取組状況調査にかかる費用を計上する。

【補正内容】

< 1 感染症対策支援金支給事業 >

- 事業概要 市内事業所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、市の「感染症対策宣言」登録事業者に対して、一層の感染症対策に取り組んでもらえるよう、「感染症対策支援金」を支給
- 対象者 市内に店舗・事業所を持つ「感染症対策宣言」登録事業者
- 支援金 1事業所あたり一律10万円
- 受付期間 9月30日まで（9月1日より受付開始）
- 予算規模 今回補正額 65,000千円（650事業所程度を想定）
※8月専決処分額 30,000千円（300事業所分）
※支援金合計額：95,000千円（950事業所分）

< 2 感染症対策取組状況調査委託事業 >

- 事業概要 市の「感染症対策宣言」登録事業者に対して、感染症対策の効果を持続させるため、継続した感染症対策を実施しているか、取組状況調査を実施
- 実施時期 年度内まで
- 予算規模 委託料5,000千円



【事業費】	70,000千円
【財源】	新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金（事業者支援分）
	43,459千円
	一般財源
	26,541千円
【担当】	商工観光課 23-6195